

小塩隆士『コア・テキスト 財政学』
第8章の補足

8.1 社会保障とは何か

(1) リスク・プーリング機能とリスク軽減機能

リスク・プーリング機能とリスク軽減機能

- ・リスク・プーリング機能

危険を多数の個人でプーリングすることを考えよう。プーリングに参加する人も参加しない人も利得の期待値は同じである。しかし、リスクの費用は参加する人の数に反比例する。

リスク・プーリング機能とは、多くの人が集まって危険をプーリングすることにより、同一の期待利得を得る（所得などを保障する）と同時に危険の費用を減少させる機能である。

各個人の所得は Y_i ($i=1, \dots, N$) で、所得をプーリングし、平均所得 Y を受け取るシステムを想定する。各個人の期待所得は、所得をプーリングする前後で同じである。

ところが、 $\text{Var}\left(\frac{Y_1}{N} + \frac{Y_2}{N} + \dots + \frac{Y_N}{N}\right) = N \cdot \text{Var}\left(\frac{Y}{N}\right) = \frac{\text{Var}(Y)}{N}$ であるから、

個人が受け取る平均所得の分散は所得をプーリングした場合は $1/N$ となる。

危険費用

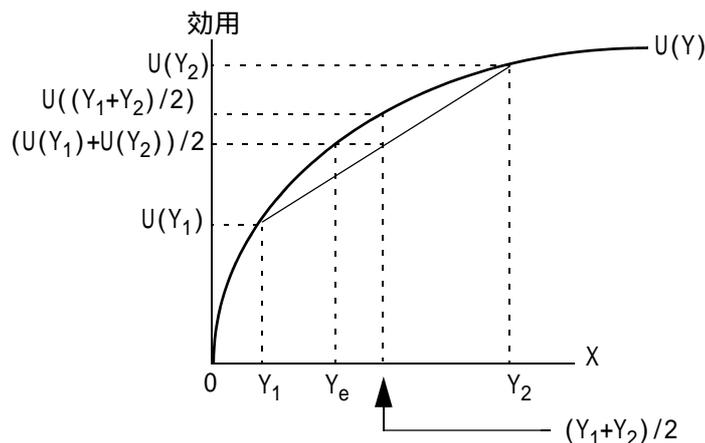
危険回避者の効用関数は下の図のようになっている。

消費者の所得は不確実であり、 Y_1 か Y_2 のいずれかでその確率はそれぞれ $1/2$ とする。

効用は $U(Y_1)$ か $U(Y_2)$ であるから、期待効用は $U(Y_1)/2 + U(Y_2)/2$ となる。

もし、個人がこの期待効用と同じ効用を確実に得るには、どれだけの所得が確実に得られねばならないだろうか。それは、図からわかるように、 Y_e である。

危険の費用は、期待所得 $(Y_1+Y_2)/2$ と Y_e との差額で測られる。



社会保障の仕組み

a) 公的扶助

健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長

生活扶助、教育扶助、出産扶助、住宅扶助、生業扶助、葬祭扶助……金銭給付

医療扶助 …………… 現物給付

b) 社会福祉

児童の健全な育成、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進、

身体障害者の自立更生の援護、豊かで生きがいのある老後生活の保障

- 児童福祉、児童手当、婦人保護、母子福祉、障害者福祉、老人福祉
- c) 社会保険
様々の危険から本人とその家族の生活を保障するための強制的相互扶助
年金保険、医療保険、雇用保険、労働災害保障保険
- d) 公衆衛生
健康の増進（疾病の予防、難病対策、医療の量と質の向上）
- a) c) …… リスク・プーリング機能
d) …… リスク軽減機能

社会保障の予算

平成 16 年度当初予算

	金額	歳出のシェア
社会保障給付費	86 兆円	23.5%
年金	46	12.5
医療	26	7.0
福祉等	14	3.5
うち介護	5	1.5

(2) 最低限度の生活：ナショナルミニマム

最低限度の生活

社会保障は、どの国でも最低生活の保障から始まった。

イギリス エリザベス救貧法 (1601) …… 貧民救済

日本 明治 7 年 恤救（ジュッキウ）規則

昭和 4 年 救護法

日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

最低限度の生活の内容

相対的なもので、国民の所得水準や国民の価値判断に依存。

社会保障の決定要因

・人口的要因

人口増加…… 社会保障が準公共財の性質をもつことから、人口増加とともに需要が増大する。

人口構成…… 人の一生では、児童福祉から老人福祉へとニーズが変化

高齢人口の比重が高まれば老人福祉のニーズが拡大する。

ただし、私的扶養の水準、私的貯蓄水準等によってニーズの変化は異なる。

・社会的要因

核家族化…… 世代間（家族内）の相互扶養の減少

都市化 …… 地域社会内での相互扶助の低下

何れの要因も各種福祉行政サービスへのニーズを拡大させる。

・経済的要因

経済成長…… 生活保護・失業保障給付等のウエイトは経済成長とともに相対的に低下。

景気変動…… 不況期に生活保護・失業保障給付の増加

インフレ期に中・低所得層の生活保障機能は弱まる。

雇用形態…… 終身雇用制が崩れると、老齢年金等の公的年金制度への依存度が高まる。

(3) 政府の関与が必要となる理由

慈愛心の限界

個人の慈愛心に委ねられた社会保障あては十分な保障はできない。

近隣効果（外部性）

所得保障は、他人の貢献度が大きければ大きい程、自らの貢献の価値は小さくなる。フリーライダー行動が生じる。

逆選択

保険には逆選択が生じ、民間の保険では十分な保障ができない。

温情主義

個人の行動に任せると老後に対して十分な蓄えをしないので、政府が温情主義的立場から

強制的に医療保険や年金に加入させる。

8.2 社会保障の財源調達と所得再分配

保険料か税か
サービスの性格と負担

	非排除性	非競争性	外部性	不確実性	公正	財源
公的扶助	X	X	?			一般税
公衆衛生					?	一般税
医療 (医療保険)	X	X	?			一般税 + 受益者負担
社会福祉	X	X	?			一般税
失業対策	X	X	?			一般税 + 受益者負担
年金 (公的強制)	X	X	?			一般税 + 受益者負担
	X	X	?			

社会保障と所得再分配

所得再分配……個人間の所得格差を是正すること。

手段として租税と財政支出がある。

社会保障……実際にリスクに直面した人に対して給付を行うこと。

所得再分配を目的とはしていないが、所得再分配効果は大きい。

保険料と税の役割分担

保険料方式

保険に加入し、保険料を支払った者が給付を受ける方式。非加入者は対象外。排除原理に基づく。

税方式

すべての人が給付の対象になる。

ただし、給付のための資格審査（資力審査）がある。

世代間の所得再分配

- a) 世代内再分配 ライフサイクルの所得流列が不確実
所得格差の是正は所得税と資産税では不十分
稼働能力の低い人の所得（生活）保障
- b) 世代間再分配 高齢世代の不十分な稼働能力
特定世代が不利な状況に直面

8.3 公的年金(1)：制度と目的

日本の公的年金制度

昭和 36 年 国民皆年金（拠出制国民年金制度発足）……拠出制国民年金の保険料徴収
国民皆保険（新国民健康保険法施行）

- 第 1 号被保険者： 自営業者等（平成 15 年 3 月末 2,237 万人）
第 2 号被保険者： 民間サラリーマン、公務員等（平成 15 年 3 月末 3,685 万人）
第 3 号被保険者： 第 2 号被保険者の被扶養配偶者（平成 15 年 3 月末 1,124 万人）

年金給付と保険料

給付：2 階建方式

1 階部分……基礎年金……定額支給

2 階部分……厚生年金、共済年金……平均的賃金に比例して支給

保険料

国民年金……定額

厚生年金、共済年金……賃金に比例

公的年金の役割

老後生活の経済的リスクをカバーする役割

所得流列

高齢者の就業機会

退職後の生存年数

不確実性

子供等による私的扶養に依存できる程度

老後の必要経費に影響する個人的諸条件

老後の必要経費を左右する社会的諸条件

8.4 公的年金 (2) : 経済学的特徴

2 期間モデル

家計が生涯 (ライフサイクル) にわたって効用最大化行動をとると仮定。
単純な 2 期間ライフサイクル・モデルで分析家計の消費・貯蓄行動を分析する。

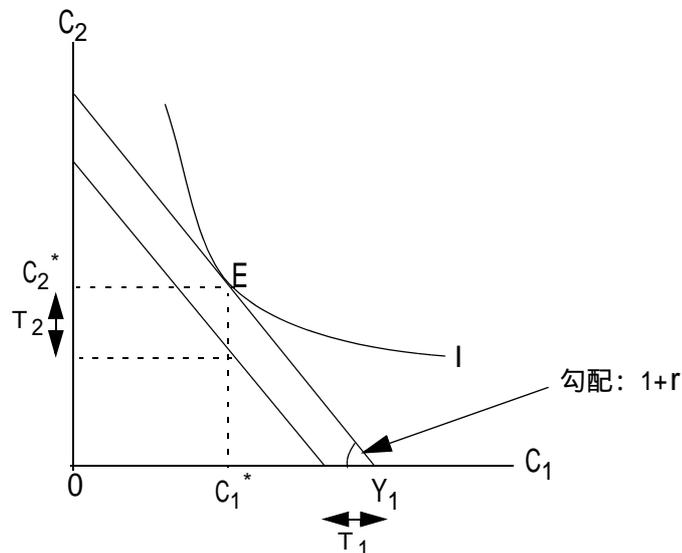
Y_1 : 第 1 期所得、 Y_2 : 第 2 期所得、 C_1 : 第 1 期消費、 C_2 : 第 2 期消費、

T_1 : 第 1 期一括固定税、 T_2 : 第 2 期一括固定税、 r : 利率

効用関数 $U = U(C_1, C_2)$

予算制約

$$C_1 + \frac{C_2}{(1+r)} = Y_1 + \frac{Y_2}{(1+r)} + \left(T_1 + \frac{T_2}{(1+r)} \right)$$



この図では、家計は第 1 期に $(Y_1 - T_1 - C_1^*)$ の貯蓄を行い、第 2 期に C_2^* の消費を行う。

積立方式 (funded system)

労働期に資金を積立て退職期の生活のためにその財源を移転する方式。

個々人にとって、積立財源 = 年金財源、となる。

世代間の負担の不公平は生じない。

賦課方式 (pay-as-you-go system)

毎年度の収支が均衡するように、保険料と年金給付の関係を決定する方式。

この方式では、世代間の不公平が生じ易い。

労働世代 (若年世代)

人口を M 人、年金の 1 人当たり負担を τ とすると、労働世代の拠出額 F は、

$$F = \tau M$$

退職世代 (老齢世代)

人口を N 人、年金の 1 人給付額を b とすると、年金給付額 B は、

$$B = b N$$

・ 経済成長がない場合

賦課方式の年金は、労働世代の拠出で年金給付をまかなう方式であるから、 $F = B$ である。

これより、退職世代の 1 人当たり給付額は

$$b = \frac{\tau M}{N}$$

で与えられる。このことから、賦課方式の特徴を次のようにいえる。

a) τ を所与とすると、 b は人口構成 (M/N) に依存する。

若年人口が増加 (人口が成長) していれば b は大きくなる。

人口の成長率が正の場合、生涯を通じた給付総額が負担総額よりも大きくなる。

人口の老齢化が進むと b は下がらざるを得ない。

b) 人口の老齢化の下では、 b を変えないためには τ を上げざるを得ない。

c) 人口が減少する社会では賦課方式の維持が難しくなっていく。

・ 経済成長がある場合

人口成長率と経済成長率が高いほど、高齢化の下でも賦課方式の年金は維持し易い。

貯蓄への影響

a) 資産代替効果・・・将来の消費が年金によって保証されると、そのための貯蓄を必要としない。

b) 再分配効果・・・年金は貯蓄性向の高い高所得層から、その低い低所得層への移転であるから、全体の貯蓄性向は低下する。

c) 貯蓄誘因効果・・・年金保証によって早期退職が容易となり、そのため貯蓄する。

d) 標達成効果・・・年金制度への加入によって貯蓄の意義が認識されるとともに、貯蓄とあわせて目標の達成が容易になる。

e) 資産選好効果・・・遺産動機が強いと、年金制度の有無にかかわらず、遺産のために貯蓄する。

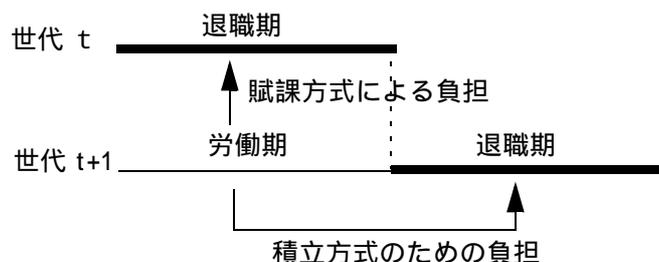
現実の貯蓄率はこれらの諸動機が複合的に作用した結果として決定されることから、確定的な実証結果は得られていない。

日本においては、貯蓄目的として病気などへの備え、老後の生活のためなどが強いことから、年金が貯蓄率を低める可能性は大きくはないとみてよいであろう。

8.5 年金改革

「二重の負担」

賦課方式から積立方式へ



図からわかるように、世代 $t+1$ は賦課方式による負担と、自らの退職期のための年金積立の二重の負担をしなければならない。

いくつかの改革案

賦課方式から積立方式への移行に関して、
すぐに移行し、政府が約束している年金給付は国債発行で賄う、
段階的移行、
が案として考えられるが、いずれにしても不利を被る世代が出てくる。

積立方式への移行と年金民営化

積立方式は、退職期の生活のために労働期に積み立てる方式である。
この方式は、政府の関与を別とすれば、民間の金融機関で積み立てし退職期に取り崩す、個人貯蓄と変わらない。
積立方式は、世代間での相互扶助である賦課方式あるから手を引くことを意味する。
では、積立方式は、政府が年金に関与しなくなるという意味の、年金の民営化を意味するか。

賦課方式を前提とした改革

積立方式への移行に問題が多い。
民営化も容易ではない。

そうすると、賦課方式を維持する方向でどのような改革があるか。
年金額の引き下げ
保険料の引き下げ

家計の利他的行動

家計はある程度利他的行動をとる。生前贈与や遺産
家計が完全に利他的ならば、賦課方式の公的年金に問題はない。
しかし、家計の利他的行動で公的年金が不必要になるものではない。

労働供給への影響

在職老齢年金：平成 15 年度までは、働けば年金が減らされる仕組みになっていた。
平成 16 年度、60 歳代前半の被用者の在職老齢年金の見直し（一律 2 割の支給停止の見直し）
70 歳代の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施（保険料負担は求めない）